

## 第8回森林づくり条例検討委員会会議録

- |         |  |
|---------|--|
| (1) 日 時 | 平成23年 9月 1日(木) 14時~16時50分  |
| (2) 場 所 | 対馬市役所別館大会議室  |
| (3) 出席者 | 小嶋会長、佐藤委員、原嶋委員、山口委員、松尾委員、梅野委員、棧原委員<br>永留委員、小松委員、比田勝委員、細井委員、上原委員、長郷委員<br>松原委員、水崎委員、西山委員、部原委員(代理)、小宮委員、大石委員<br>(19名) |
| (4) 欠席者 | 無し   |
| (5) 事務局 | 農林振興課【俵課長補佐、西川係長、西山技師】   |

### 【会 議 次 第】

- (1) 開 会
- (2) 委嘱状の交付及び市長挨拶
- (3) 前回会議内容の確認
- (4) パブリック・コメントの内容及び回答案協議
- (5) 条例案(全条)に係る協議及び意見交換
- (6) その他
  - 1) 今後のスケジュール等事務連絡
- (7) 閉 会

### 【検討会内容】

#### (1) 開会

事務局進行により開会。

事務局より、配布資料の確認及び欠席委員の報告。

#### (2) 委嘱状の交付及び市長挨拶

現委員の委嘱期間が平成23年8月31日迄であることから同年12月31日までの期間延長に係る委嘱状を市長より交付いただき、これまでの検討会参加へのお礼も含めご挨拶いただいた。

#### (3) 前回会議内容の確認

第7回検討会の会議内容及びホームページ等による公表状況、内容について説明。また、前回の条例たたき台における大まかな修正事項について説明。

#### (4) パブリック・コメントの内容及び回答案協議

平成23年7月25日から8月25日までの期間、実施したパブリック・コメントの内容及び事務局回答案について説明。

回答については、今後、市ホームページ等にて公表予定。

※内容及び回答案は、7ページに提示。

#### (5) 条例案（全条）に係る協議及び意見交換

これまで4回の協議を実施した条例案において修正箇所を中心に説明し、再度、協議を行った。

#### 《前回からの主な変更点》

- ・ 条例中、章だてについては、環境条例、市民基本条例と同様に記述。
- ・ 各条項に解説を作成予定（最終検討会で提示予定）

#### 《条文に対する各種委員意見》

| 条 項 | 意 見 等  |
|-----|--|
| 前 文 | <p>◎なぜしいたけがカタカナなのか。販売するときは漢字もしくはひらがな表記なので、ひらがなが望ましい。</p> <p>◎ひらがなとカタカナが混在しているので統一したほうがいいのではないか。</p> <p>⇒「ひらがな」で統一する。</p> <p>◎常緑樹林とはなにか、照葉樹林とはどのような木のことを言うのか。</p> <p>◎白嶽、御嶽などの原生林を指しているのか、全体を指しているのかよくわからない</p> <p>◎照葉樹林という言葉を一言入れたほうがいいと思う。<br/>常緑樹の中に含まれるが、照葉樹林という言葉が入れば、なお良いのではないか。</p> <p>◎森林や原始林からでは大陸の繋がりを表現するには、あまり直結しないのではないか。</p> <p>◎“ツシマヤマネコなど大陸の”でいいのではないか。</p> <p>◎「多様な動植物の生息や、他に例を見ない照葉樹林がある。」という表現はどうか。</p> <p>◎「対馬の象徴でもあるツシマヤマネコの生息として貴重であり他に類を見ない～が存在する(または構成されている)」という表現はどうか。</p> |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>◎大陸と繋がっていた～という文章は対馬に大陸系の動植物があるということなので大陸系という言葉盛り込んでいくか。</p> <p>◎なにかひとつ代表的な植物を挙げてみてはどうか。</p> <p>◎照葉樹林という言葉が明記されていてもいいのでは。</p> <p>◎動物をひとつ、植物をひとつ入れていく。</p> <p>◎白嶽にしか生えてないチョウセンノギクを赤島でみた。韓国にはよく見られる花で、本州のほうにもみられるが限られている。</p> <p>◎「活用した」が重複しているので言葉を変えたほうがいいのではないか。</p> <p>◎大面積の伐採という言葉はわかりにくいので。広範囲という表現がわかりやすいのではないか。</p> <p>◎ポイ捨てだと軽い感じがするので不法投棄がいいのでは。</p> <p>◎「生息空間」となっているところを「生息環境」に変えたらいいのではないか。</p> |
| 第2条  | <p>◎公共的団体のところで、漁業会とか林業会というのはあまり一般の人にはなじみがなく、わかりにくいかもしれないので漁業協同組合や森林組合の方がいいのではないか。</p> <p>◎ひらがなだったり漢字だったりしているところがある。</p>   |
| 第3条  | <p>◎適植という言葉はあまり使わない。天然林というのは基本的に植えないため、摘植はしない。</p> <p>◎適正配置にした方がいいのではないか。森林の用途を明確にした強い言い方であるため。</p> <p>◎森林というのは、いろんな機能があるので重なり合ってくるのは仕方がない。</p> <p>◎ある一定の目的に応じるという意味で、用途を明確にした「森林利用の目的に応じた造林を施していく。」「もしくは森林の目的に応じた造林を施していく」に変えたほうがいいのではないか。</p>   |
| 第4条  | <p>◎再生可能な自然エネルギーの“な”はいらないのでは。もしくは再生可能は除く、または再生可能エネルギーにする。</p>   |
| 第5条  | <p>◎樹木やケヤキかやなど、になっているので樹木や、で切るようにした方がいいのではないか。</p> <p>◎樹木や、で区切ると点が続いてしまうので樹木、で区切るようにした方がいいのではないか。</p> <p>◎植物の生息だけではなく、動植物にしたほうがいいのでは。</p>   |
| 第10条 | <p>◎横文字はわかりにくい。</p> <p>◎条例違反について罰則はないのか。ないのであれば作った方がいい</p>  |

|      |  |
|------|--|
|      | いのではないだろうか。<br>◎市が管理していくのであれば巡回などが大変で回りきれないのではないか。 |
| 第18条 | ◎環境保全再生基金(以下「基金」)の( )はいらないのではないか。後に基金という言葉はでてこない。  |

《委員発疑等による第8回会議終了後の修正箇所》

| 条 項 | 意見及び修正内容   |
|-----|--|
| 前文  | 3段落目、『ツシマヤマネコや他地域に類を見ない常緑樹林や落葉樹林の豊かな植生など、大陸と日本のつながりを示す多様な動植物の生息空間として貴重である。』を『ツシマヤマネコなど大陸と日本のつながりを示す多様な動植物の生息空間として貴重であり、他地域に類を見ない照葉樹林や落葉広葉樹林などの豊かな植生から成り立っている。』に修正。 |
|     | 6段落目、『対馬シイタケ』を『対馬しいたけ』に修正。<br>※条文中、しいたけは全てひらがな表記とする。   |
|     | 6段落目、『木質チップボイラーや木質ペレットなど再生可能な自然エネルギーとして、また、森林の二酸化炭素吸収機能を活用した新分野への活用なども急務である。』を『木質チップボイラーなど再生可能エネルギーや森林の二酸化炭素吸収機能を活用した新分野の利用、開拓なども急務である。』に修正。                       |
| 第2条 | 第9号『又』は『また』に修正。※ひらがな表記で統一。   |
|     | 第10号、公共的団体は、現に対馬市に存在する団体のみの掲載とする。<br>《修正文》<br>『農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会などの産業経済団体や青年団、婦人会などの文化教育事業団体など公共的な活動を営む団体をいう。』  |

| 条 項  | 意見及び修正内容   |
|------|--|
| 第3条  | 第1号、『森林の有する公益的機能が持続的に発揮できるよう、人工林及び天然林の適地適植をはじめ森林の用途を明確にしたゾーニングを施し、長期的な展望に立った計画的な森林づくりを行うこと。』を『森林の有する多面的機能が持続的に発揮できるよう、人工林及び天然林の適正配置をはじめ森林の利用目的に応じたゾーニングを施し、長期的な展望に立った計画的な森林づくりを行うこと。』に修正。<br>第2号中、『自然』を削除。 |
| 第4条  | 5項中、『再生可能な自然エネルギー』を『再生可能エネルギー』に修正。   |
| 第6条  | 第2項『事業者は、事業活動を行うにあたっては、ゲンカイツツジやヤマザクラなど、人々に癒しをもたらす樹木やケヤキ、カヤなどの貴重な有用樹木の保全に配慮するものとする。』を『事業者は、事業活動を行うにあたっては、ゲンカイツツジやヤマザクラなど人々に癒しをもたらす樹木、ケヤキやカヤなどの貴重な有用樹木の保全に配慮するものとする。』に修正。                                    |
| 第8条  | 『協力し参加するよう努めるものとする。』を『協力または参加するよう努めるものとする。』に修正。  |
| 第9条  | 第1項中、『等』はひらがな表記。<br>※条例中、等は全てひらがな表記とする。  |
| 第10条 | 第2号中、『原木シイタケ産業』を『原木しいたけ』に修正。   |
| 第13条 | 『教育機関等』を『教育機関など』に修正。   |
| 第18条 | (以下「基金」という。)を削除。<br>※その後に基金部分を謳った条文が無いため。  |

#### 《その他特記事項》

- 現条文において、森林と書いてもりと読ませたい部分のみ、ルビを振っており、表記自体は森林で統一しているが、読みづらいことが懸念されるため、森1字の表記も含め、協議した。  
結果、森林と森の表記については、ルビも含め、事務局一任となった。
- 条例名称については、これまで仮称はついてきたが、対馬市森林づくり条例として協議してきたこともあり、仮称をはずした『対馬市森林づくり条例』で決定。なお、条例名は森林をもりと読ませたいことからルビを振る。

**(5) その他**

- 市長への条例答申日は、平成23年10月12日の午後を予定。
- 次回検討会は、答申日から逆算し9月下旬から10月第1週で調整したい旨、提案し了承。
- 次回検討会が最終の会議となることから、会議終了後、慰労の場を設定することを事務局より提案し了承。

以上により閉会

※協議の結果、次回（第9回検討会）は、9月28日（水）15時30分  
から開催予定

《パブリック・コメントの内容及び回答案》

| 番号 | 内 容   | 回 答 案   |
|----|---|---|
| 1  | <p>例規の形式について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見出しの括弧は2字目から書きます。</li> <li>・附則の文字は、4字目から書きます。</li> <li>・第15条第4項の2行目は、2字目から書きます。</li> <li>・第17条第6項中「前各号」となっていますが、直前に号が無いので、「前各項」となります。</li> </ul> | <p>ご指摘の部分については、対馬市公用文規程にのっとり、ご指摘のとおり対応いたします。</p> <p>なお、条例につきましては、委員会での検討後、市総務課の条例担当者より確認いただくこととしておりますことを申し添えます。</p>               |
| 2  | <p>前文3行目の豊かな資源や環境は、私たちの生活に潤いをもたらしているは、“生きる”の方がインパクトがあると思う。</p>  | <p>ご指摘ありがとうございます。</p> <p>前文につきましては、これまで検討委員会にて議論に議論を重ねてまいりましたが、ご指摘の箇所につきましては、わかりやすい表現、スムーズに入っていける表現になるよう再度、検討委員会にて検討したいと思います。</p> |
| 3  | <p>前文7行目の“対馬の象徴”は“対馬の特長”が良いのではないか。</p> <p>※ヤマネコにかけるなら象徴でも良いが多様な動植物であれば特長が適切と思われる。</p>   |   |
| 4  | <p>前文8行目の“世界共通の課題である”は“植物が保有する”が良いと思われる。</p>  |   |
| 5  | <p>第1条中、“森林を育て”は“森林を育み”の方が理解しやすい。</p>   | <p>ご指摘の箇所については、“み”が続く表現となることから現行のままでまとめたいと思います。</p>   |
| 6  | <p>有害鳥獣では限定されるので有害鳥獣等の方が良いのではないか？</p>   | <p>ここでは区別化のため、あえて有害鳥獣（ツシマジカ・イノシシ）の皮、食肉の今後の有効活用を謳っておりますことをご了承下さい。</p>  |
| 7  | <p>第21条中、“動植物などを採取”は“動植物などを捕獲・採取”ではないか。</p>   | <p>動物が入っているのでご指摘のとおり“捕獲・採取”の方向で検討委員会にて協議いたします。</p>  |
| 8  | <p>全体的に“森・里・海”の表現の中に川・河川が入っていることがどうかと思う。</p>  | <p>ご指摘の事項につきましては、検討委員会においても議論した結果、河川は、森と里・海を結ぶ重要なものであることから取り入れておりますので、現行のままでまとめたいと思います。どうぞご了承ください。</p>                            |